

第3節 その他

第1 総合操作盤

1.1 総合操作盤の設置を要する防火対象物（規則12①(8)、火災予防規程12の3）

高層の建築物，大規模な建築物その他の防火対象物のうち，以下に掲げるものに設置される，屋内消火栓設備，スプリンクラー設備，水噴霧消火設備，泡消火設備，不活性ガス消火設備，ハロゲン化物消火設備，粉末消火設備，屋外消火栓設備，自動火災報知設備，ガス漏れ火災警報設備，非常警報設備，誘導灯，排煙設備，連結散水設備，連結送水管，非常コンセント設備及び無線通信補助設備を設けるもので，当該設備の監視，操作等を行うことができ，かつ，消防庁長官が定める基準に適合する総合操作盤を消防庁長官が定めるところにより，当該設備を設置している防火対象物の防災センター等に設けること。

(1) 令別表第1(1)項から(6)項までに掲げる防火対象物で，次のいずれかのもの

ア(ア) 延べ面積が50,000㎡以上の防火対象物

(イ) 地階を除く階数が15以上で，かつ，延べ面積が30,000㎡以上の防火対象物

イ 延べ面積が1,000㎡以上の地下街

ウ 次に掲げる防火対象物（ア又はイに該当するものを除く。）のうち，消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの。

(ア) 地階を除く階数が11以上で，かつ，延べ面積が10,000㎡以上の防火対象物

(イ) 地階を除く階数が5以上で，かつ，延べ面積が20,000㎡以上の特定防火対象物

(ウ) 地階の床面積の合計が5,000㎡以上の防火対象物

1.2 総合操作盤の設置方法（H16国告8）

1 用語の意義

⑤ Ⅲ 第1 総合操作盤

この基準において、(1)から(7)に掲げる用語の意義は、それぞれ(1)から(7)に定めるところによる。

- (1) 防災監視場所 防火対象物内の防災センター（規則第3条第8項〔現行＝削除〕に規定するものをいう。）、中央管理室（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第20条の2第2号に規定する中央管理室をいう。以下同じ。）、守衛室及びこれらに類する場所であって総合操作盤が設置されているものをいう。
 - (2) 副防災監視場所 防火対象物内の防災監視場所のうち、当該防火対象物の部分（防火対象物の部分のうち、用途、管理区分等が同一である一団の部分）をいう。以下同じ。）に設置されている消防用設備等に係る総合操作盤が設置されている場所（防災管理を行うために一定の時間帯のみ人が常駐するものを含む。）をいう。
 - (3) 監視場所 防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物と同一敷地内にある場所をいう。
 - (4) 遠隔監視場所 防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うことのできる場所のうち、当該防火対象物の敷地外にある場所（警備会社その他の場所を含む。）をいう。
 - (5) 防災設備等 排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。
 - (6) 一般設備 電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。
 - (7) 防災要員 防災監視場所において、総合操作盤により、消防用設備等の監視、操作等に従事する者（警備業者その他の委託を受けた者を含む。）をいう。
- 2 消防用設備等に係る監視、操作等を行う場所

消防用設備等に係る監視、操作等は、当該消防用設備等を設置している防火対象物の常時人がいる防災監視場所に総合操作盤を設置して行うものとする。ただし、3から5までに掲げる場合にあっては、この限りでない。

3 副防災監視場所で監視、操作等を行う場合の要件

副防災監視場所において、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の監視、操作等を行うことができ、かつ、当該部分の火災発生時に必要な措置が次の各号に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物の部分に設置されている消防用設備等に係る監視、操作等を副防災監視

⑤ III 第1 総合操作盤

場所において行うことができる。

(1) 副防災監視場所に、当該場所において監視、操作等を行う消防用設備等の総合操作盤が設けられていること。

(2) 防火対象物の防災監視場所（常時人がいるものに限る。以下3において同じ。）に、総合操作盤が設置されていること。ただし、副防災監視場所に、当該防火対象物の部分に設置されている消防用設備等の総合操作盤が(1)により設けられている場合にあっては、防災監視場所に設置される総合操作盤に、当該防火対象物の部分における火災の発生等を表示及び警報することで足りるものとする事ができる。

(3) 防災監視場所と副防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

(4) 防火対象物全体に係る火災発生時の必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

(5) 防災監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

ア 火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。

イ 防災監視場所に設置されている総合操作盤により副防災監視場所が監視、操作等を行っている消防用設備等の監視、操作等を行うことができない場合には、速やかに、当該防火対象物の防災監視場所の防災要員が、副防災監視場所に到着できること。

(6) (1)から(5)に掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、副防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況に応じ、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

4 監視場所において監視等を行う場合の要件

監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が(1)から(7)に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を監視場所において行うことができる。

(1) 監視場所において監視等を行う防火対象物（以下「監視対象物」という。）の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。

(2) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。ただし、当該監視対象物の位置、構造、設備等の状況から、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めること

ができると認められる場合にあつては、この限りでない。

(3) 監視場所が備えるべき要件は、次によること。

ア 監視場所は、敷地内の監視対象物に対し円滑な対応ができ、かつ、消防隊が容易に接近できる位置とすること。

イ 監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うための監視盤（以下この(3)において「監視盤」という。）が設置されていること。

ウ 監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに総合操作盤の基準（平成16年国告第7号）3.3、4及び5に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあつては、当該事項に係る表示及び警報で足りるものとする事ができる。

(4) 監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

(5) 監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む敷地全体に係る所要の計画が作成されていること。

(6) 監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

ア 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。

イ 監視場所の要員が、速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。

(7) (1)から(6)に掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

5 遠隔監視場所において監視等を行う場合の要件

遠隔監視場所において、防火対象物に設置されている消防用設備等の監視を行うことができ、かつ、当該防火対象物の火災発生時に必要な措置が次に掲げる要件に適合するように講じられている場合には、防火対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を遠隔監視場所において行うことができる。

(1) 監視対象物の防災監視場所には、総合操作盤が設置されていること。

(2) 監視対象物には、スプリンクラー設備が設置されていること。

(3) 遠隔監視場所が備えるべき要件は、次によること。

ア 遠隔監視場所には、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監

⑤ III 第1 総合操作盤

視等を行うための監視盤（以下この(3)において「遠隔監視盤」という。）が設置されていること。

イ 遠隔監視盤は、監視対象物に設置されている消防用設備等に係る監視等を行うために、消防用設備等ごとに総合操作盤の基準を定める件3.3、4及び5に規定する表示及び警報ができる機能を有すること。ただし、当該監視対象物における火災の発生等を的確に把握できる場合にあっては、当該事項に係る表示及び警報で足りるものとする事ができる。

(4) 遠隔監視場所と監視対象物の防災監視場所の相互間で同時に通話することができる設備が設けられていること。

(5) 監視対象物において火災が発生した場合における必要な措置を含む所要の計画が作成されていること。

(6) 遠隔監視場所には、次に掲げる体制が確保されていること。

ア 監視対象物の火災発生時において、所要の措置を講じることができる要員が確保されていること。

イ 遠隔監視場所の要員が、速やかに監視対象物の防災監視場所に到着できること。

(7) (1)から(6)に掲げるほか、防火対象物の位置、構造及び設備の状況、防災監視場所の状況並びに防火管理体制の状況から判断し、火災発生時に必要な措置が講じられていること。

1.3 総合操作盤の基準（H16国告7）

1 構造及び機能

総合操作盤の構造及び機能は、次に定めるところによる。

(1) 総合操作盤は、表示部、操作部、制御部、記録部及び附属設備で構成されるものとし、防火対象物の規模、利用形態、火災における人命安全の確保、防火管理体制及び消火活動の状況に応じて、円滑に運用できる機能を有するものとする事。

(2) 耐久性を有すること。

(3) 周囲温度が零下5度以上40度以下（24時間の平均温度が35度を超えないものに限る。）であって、次に掲げるいずれかの使用状態において電源の電圧が定格電圧の90パーセント以上110パーセント以下の範囲で変動した場合に機能に異常を生じないこと。

ア 40度のときの相対湿度が50パーセント以下であって、20度のときの相対湿度が90パーセント以下

イ 零下5度以上30度以下のときの相対湿度が95パーセント以下であって、40度のときの相対湿度が50パーセント以下（周囲温度が30度以上40度以下の周囲温度及び相対湿度の変化が直線的であるものに限る。）

- (4) 主要部の外箱の材料は、不燃性又は難燃性のものとする。
- (5) 接点、コネクタその他の腐食により機能に異常を生ずるおそれのある部分には、防食のための措置が講じられていること。
- (6) 配線は、十分な電流容量を有し、かつ、接続が的確であること。
- (7) 外部から容易に人が触れるおそれのある受電部及び充電部は、安全上支障のないように保護され、かつ、金属製外箱との間は絶縁されていること。
- (8) 予備電源又は非常電源が附置されていること。なお、予備電源又は非常電源への切替は、自動的に行き、総合操作盤としての機能に影響が生じないように措置されていること。
- (9) 緊急時に必要な表示部及び操作部は、円滑に取り扱えるように措置されていること。
- (10) 表示部の表示は、明瞭で分かりやすいものとする。
- (11) 表示部は、総合操作盤の見やすい位置に配置し、消防用設備等からの信号を受信した場合には、速やかに4(9)に定める項目を表示すること。ただし、信号を受信した旨の表示をするものにあつては、この限りでない。
- (12) 操作部は総合操作盤の操作しやすい位置に配置されているとともに、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (13) 保守点検時に使用する表示部及び操作部には、その旨を明確に表示し、誤認及び誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (14) ガス緊急遮断弁の制御回路に接続される端子は、危険防止用表示カバーが設けられていること。
- (15) 電源部は、最大負荷に連続して耐えられる容量とすること。
- (16) 電源に異常が発生した場合において、プログラム等の異常起動がないよう措置されていること。
- (17) 入力信号及び制御内容に対応した十分な処理能力を有していること。
- (18) 地震による震動等に耐える十分な強度を有し、かつ、機器の移動、転倒、信号ケーブルの切断等を防止するための措置が講じられていること。

2 維持管理機能

総合操作盤の維持管理に係る機能は、次に定めるところによる。

- (1) 信号を受信した場合の表示及び記録に関する機能の点検が容易に行えるこ

⑤ III 第1 総合操作盤

と。

- (2) 総合操作盤の構成部品は、保守点検及び修理の際に容易に交換できるような措置が講じられていること。
 - (3) 主要な構成機器に対する電源供給の異常を監視する機能があること。
 - (4) 防火対象物の防災に係る固有情報に関するソフトウェアの入力及び変更を行う場合には、当該ソフトウェアの取り扱いに精通した技術者が管理すること。
- 3 防災設備等又は一般設備に係る監視を行う設備との兼用

総合操作盤と防災設備等又は一般設備に係る監視を行う設備とを兼ねる場合は、次に定めるところによる。

- (1) 防災設備等（排煙設備（消防用設備等以外のものに限る。）、非常用の照明装置、非常用エレベーターその他これらに類する防災のための設備をいう。以下同じ。）若しくは一般設備（電力設備、給排水設備、空気調和設備その他のビル管理設備をいう。以下同じ。）の点検若しくは修理を実施した場合又は電源遮断等が生じた場合に、消防用設備等に係る監視、制御及び操作に関する機能に影響を及ぼさないように措置されていること。
- (2) CRT等により表示機能と操作機能とを兼ねるものにおいては、緊急時には消防用設備等に係る動作を優先して処理するものであること。
- (3) 消防用設備等及び防災設備等に係る記録は、一般設備に係る記録と区分されていること。
- (4) 消防用設備等及び防災設備等に係る優先機能は、消防用設備等及び防災設備等の復旧処理が行われるまで継続するものであること。

4 表示機能

総合操作盤の表示機能は、次に定めるところによる。

- (1) 表示は、CRT表示、グラフィック表示、液晶表示等（以下「CRT表示等」という。）による明瞭で分かりやすい方法とすること。
- (2) 消防用設備等又は防災設備等に係るシンボル等については、別表第1によるものとする。
- (3) 表示は、消防用設備等又は防災設備等の設置状況及び防火対象物全体の状況を把握できる機能を有すること。
- (4) 火災等の発生状況及び拡大状況を建築物の平面図、断面図等を用いて、警戒区域、放射区域、防護区画等を逐次表示し、平面的な広がり、上下階方向及び防火区画の状況が容易に確認できることとし、その他の表示については、

一括して又は個別に表示するものとする。

- (5) 定位置に自動的に復旧しないスイッチを設けるものにあつては、当該スイッチが定位置にないときは、その旨が表示されること。
- (6) 自動火災報知設備と連動する消防用設備等又は防災設備等にあつては、連動又は連動停止の状態を表示できること。
- (7) 日時を表示できる機能を有し、時刻確認と調整が容易にできること。
- (8) 総合操作盤に対する電源の供給状況を表示できること。
- (9) 消防用設備等ごとの表示項目は、別表第2の上欄に掲げる消防用設備等の種別に応じ、同表の中欄に掲げる項目とすること。ただし、警戒区域、放射区域、防護区画等が互いに重複する場合にあつては、自動火災報知設備に係る警戒区域図を優先して表示し、その他の区域図等にあつては、簡略表示とすることができる。

5 警報機能

総合操作盤の警報機能は、次に定めるところによる。

- (1) 警報は、警報音又は音声警報音により行うこと。
- (2) 警報音は、他の音響又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができること。
- (3) 音声警報音のメッセージは、簡潔明瞭であること。
- (4) 火災信号を受信した場合には、当該信号ごとに警報を発するものであること。
- (5) 警報音又は音声警報音は、火災警報と消防用設備等及び防災設備等の作動警報との区別及び異常警報等の識別ができるように、音声又は鳴動方法が適切に設定されていること。
- (6) 消防用設備等ごとの警報項目は、別表第2の上欄に掲げる消防用設備等の種別に応じ、同表の下欄に掲げる項目とすること。

6 操作機能

総合操作盤の操作機能は、次に定めるところによる。

- (1) 操作方法は、使用目的、頻度及び消防用設備等の数に応じ、分かりやすく適切な方法となっていること。
- (2) 緊急時に操作を行うスイッチは、操作しやすい位置に設けること。
- (3) 遠隔操作スイッチには、誤操作を防止するための措置が講じられていること。
- (4) 消防用設備等ごとの操作項目は、別表第3の上欄に掲げる消防用設備等の

⑤ III 第1 総合操作盤

種別に応じ、同表下欄に掲げる項目とすること。

7 防災設備等に係る表示及び警報

総合操作盤に防災設備等に関して表示し、及び警報する設備を設ける場合にあっては、次に掲げるものを表示し、かつ、警報を行うものとする。

(1) 避難施設等

ア 排煙設備

- (ア) 排煙口の作動
- (イ) 排煙機の起動
- (ウ) 排煙設備の電源異常

イ 非常用の照明装置（電源別置型のものに限る。）

- (ア) 電源の非常電源への切替え
- (イ) 減液警報（減液警報装置を有する蓄電池に限る。）

(2) 建築設備等

ア 機械換気設備及び空気調和設備

- (ア) 火災信号等による機械換気設備及び空気調和設備の停止
- (イ) 火災信号等による機械換気設備及び空気調和設備が連動停止の状態にある旨

イ 非常用エレベーター

- (ア) 非常用エレベーターの運行状況
- (イ) 故障又は休止の状態
- (ウ) 管制運転している旨
- (エ) エレベーターインターホン呼出し

(3) 防火区画及び防煙区画

ア 防火区画の構成機器の作動状況

イ 防煙区画の構成機器の作動状況

ウ 防火区画及び防煙区画の電源異常

(4) その他

ア 非常錠設備

- (ア) 非常錠の状態
- (イ) 非常錠の電源異常

イ ITV設備

- (ア) 主要な居室、避難経路、出火危険の高い場所等の状況
- (イ) ITV設備の電源異常

ウ ガス緊急遮断弁の作動状態

8 情報伝達機能

総合操作盤の情報伝達機能は、次に定めるところによる。

- (1) 現場確認の指示、火災状況の伝達、自衛消防隊等と防災監視場所の間の連絡及び消防機関への通報等の情報伝達手段は、防火対象物の用途、規模及び管理体制等に応じたものとなっていること。
- (2) 情報伝達機器は、緊急時の使用に適した設置位置であり、かつ、緊急時の使用環境条件を想定したものであること。
- (3) 館内の利用者及び自衛消防隊員に対する情報伝達能力が十分にあること。
- (4) 防災センター等の防災要員と中央管理室の管理要員との連絡が十分に行えること。
- (5) 内線電話及び消防機関との通話が可能な専用電話機を設置すること。

9 制御機能

総合操作盤の制御機能は、次に定めるところによる。

- (1) 制御方式は、消防用設備等の数及びシステム機能に応じた適切なシステム構成となっており、かつ、システムを構成する部分の異常又は故障が全体機能の障害につながらないものとなっていること。
- (2) 監視制御の対象となる消防用設備等と総合操作盤の間の故障箇所が容易に確認できること。

10 記録機能

総合操作盤の記録機能は、次に定めるところによる。

- (1) 消防用設備等及び防災設備等のうち、総合操作盤で表示する火災の情報、防火区画及び防煙区画の構成に関する情報、排煙設備の情報並びに消火設備の情報に係る次の事項については、速やかに印字できること。
 - ア 作動した消防用設備等又は防災設備等の種別、日時、場所及び内容
 - イ 異常が発生した消防用設備等又は防災設備等の種別、日時、場所及び内容
- (2) 記録装置は、記録の漏れ又は誤りを防ぐ措置が講じられていること。
- (3) 印字内容は、火災情報と他の情報が容易に識別できること。

11 消防活動支援機能

火災発生時に、到着した消防隊に的確かつ早急に情報提供するため、総合操作盤に次に掲げる消防活動支援機能を設けるものとする。

- (1) CRT表示等に感知器、発信機又はガス漏れ検知器が作動したすべての階

⑤ III 第1 総合操作盤

の平面図及び当該階に係る次の事項を分かりやすく表示できること。

ア 作動した感知器又は発信機の位置

イ 作動したガス漏れ検知器の位置及びガス遮断弁の作動状況

ウ 防火区画を構成する壁の位置並びに防火戸、防火・防煙シャッター、ダンパー及び可動防煙垂れ壁の作動状況

エ 排煙機及び排煙口の作動状況

オ スプリンクラー設備等自動消火設備の作動範囲

(2) CRT等には、次の各階の平面図が簡単な操作により分かりやすく表示されること。

ア 出火階の平面図

イ 出火階以外の感知器、発信機又はガス漏れ検知器の作動した階の平面図

ウ 出火階の直上階の平面図

エ 出火階の直下階の平面図

12 運用管理支援機能

総合操作盤に次に掲げる運用管理支援機能を設ける場合にあっては、それぞれ次に掲げるところによるものとする。

(1) シミュレーション機能

シミュレーション機能（総合操作盤の消防用設備等及び防災設備等に係る監視、操作等の機能等を習得するために監視、操作等を模擬的に行うことができる機能をいう。）については、次のとおりとすること。

ア 消防用設備等に係る表示、警報又は操作に係る機能（以下「主機能」という。）に影響を与えないように措置されていること。

イ 消防用設備等及び防災設備等に係る監視、操作等について、模擬的に情報交換や消防用設備等及び防災設備等の制御を行いながら、防災訓練を行うことができること。

ウ シミュレーション機能の作動中に消防用設備等に係る表示及び警報項目に係る信号が入った場合は、通常の作動状態に優先的に切り替わること。

(2) ガイダンス機能

ガイダンス機能（総合操作盤の監視、操作等の事項について、操作、措置等に必要な情報を画面又は音声により表示する機能をいう。）については、次のとおりとすること。

ア 主機能に影響を与えないように措置されていること。

イ 消防用設備等及び防災設備等の表示及び警報に係る情報、保守点検の手

⑤ III 第1-2 総合操作盤の運用

順に係る情報並びに総合操作盤の使用方法に関する情報を表示することができること。

ウ 消防用設備等に係る表示及び警報に関する情報については、他の情報に優先して処理されるとともに、簡便な表示内容で、かつ、分かりやすく瞬時に判断できるものであること。

(3) 履歴機能

履歴機能（消防用設備等及び防災設備等並びに総合操作盤に係る作動、異常、操作、点検等の履歴情報を記憶し、随時表示又は記録することができる機能をいう。）については、主機能に影響を与えないように措置されていること。

(4) 自己診断機能

自己診断機能（総合操作盤の機能劣化又は異常の検出等を自動的に行う機能をいう。）については、次のとおりとする。

ア 主機能に影響を与えないように措置されていること。

イ 自己診断機能の作動中に消防用設備等に係る表示及び警報に係る信号が入った場合は、通常の作動状態に優先的に切り替わること。

13 表 示

総合操作盤には、次に掲げる事項を見やすい箇所に容易に消えないように表示するものとする。

- (1) 総合操作盤である旨の表示
- (2) 製造者の名称又は商標
- (3) 型式
- (4) 製造年

別表第1～3 [略]

第1-2 総合操作盤の運用

消防用設備等に係る操作盤を設ける防火対象物の要件、操作盤の基準及び操作盤の免除の要件を定める告示の制定に係る運用について 指導（H10.40）「一部抜粋」

* 本運用は、改正の予定があるが当分の間、操作盤を総合操作盤に読み替えて支障のない範囲で運用する。

1-2.1 総合操作盤の設置を要する防火対象物について（火災予防規程12条の3）

⑤ III 第1-2 総合操作盤の運用

(1) 第 1.1.1 (1)ウ「消防長又は消防署長が火災予防上必要があると認めて指定するもの。」は、次のいずれかに該当するものとする。

ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000㎡以上のもので次のいずれかに該当するものとする。

(ア) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）

(イ) 令別表第1 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で次のいずれかの設備が設置されているもの

a 令第12条第1項に基づくスプリンクラー設備（以下「スプリンクラー設備」という。）

b 令第13条第1項に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備、（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）、又は粉末消火設備（移動式を除く。）（以下「水噴霧消火設備等」という。）

イ 特定防火対象物で地階を除く階数が5以上であり、かつ、延べ面積が20,000㎡以上のもの

ウ 地階の床面積の合計が5,000㎡以上のもので次のいずれかの設備が設置されているもの

(ア) スプリンクラー設備

(イ) 水噴霧消火設備等

(2) 固定消火設備については、令第32条を適用し設置する消火設備等についても準用するものであること。

(3) (1)・(2)の固定消火設備の代替として、パッケージ型消火設備又はフード等用簡易自動消火装置を設置した場合は、固定消火設備として取り扱わないものとする。